

記 録

令和 6 年 1 0 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 1 0 月 3 0 日（水）

記 録

令和6年10月農業委員会定例総会議事録

令和6年10月農業委員会定例総会を令和6年10月30日（水）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
3番	甲 斐 英 教	5番	平 野 直 樹
6番	山 本 孝 志	7番	海 野 善 文
9番	治 田 健	10番	松 木 親 則
11番	山 本 恵 子	12番	黒 木 耕 作
13番	池 田 慶 子	14番	新 名 浩
15番	岩 田 政 詞		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（13名）

16番	黒 木 義 行	17番	橋 口 泉
18番	菊 田 泰 徳	20番	田 代 百 合 子
21番	河 野 美 紀	22番	黒 木 博
23番	海 野 茂 実	25番	溝 口 一 文
26番	黒 木 藤 市	27番	黒 木 敬 治
28番	黒 木 豊 喜	29番	山 口 佐 知 男
30番	児 玉 克 朗		

欠席委員（2名）

4番	前 川 ふ じ 子	8番	鈴 野 浅 夫
----	-----------	----	---------

事務局出席者

事務局 長	北 住 英 介	事務局 長 補 佐	柏 田 高 宏
主 事	赤 木 な な 実		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

12番 黒 木 耕 作

13番 池 田 慶 子

日程第2

- | | |
|--------|--|
| 議案第57号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第58号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第59号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第60号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用
集積等促進計画について |
| 議案第61号 | 非農地証明願いについて |
| 議案第62号 | 農地のあっせん申出について |
| | |
| 報告第47号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について |
| 報告第48号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第49号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報告第50号 | 農地改良届について |
| 報告第51号 | 農地転用許可申請後の許可状況報告について |

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

1 2 番

1 3 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 6 年日向市農業委員会 1 0 月定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、1 2 番黒木耕作委員 1 3 番池田慶子委員を指名します。よろしくお願いします。
次に、日程第 2 議案審議に入ります。
議案第 5 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 3 0、土地の所在地は東郷町、田が 7 筆で 8, 6 3 5 m²、畑が 5 筆で 7, 8 4 2 m²です。譲受理由は経営移譲、譲渡理由は贈与です。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 3 1、土地の所在地は平岩、田が 3 筆で 1, 7 2 7 m²です。譲受・譲渡理由どちらも記載がぬけていますので、追記をお願いします。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は資金を必要とするためです。同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 2 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 番号 3 0 担当の 1 7 番委員から補足があれば説明をお願いします

1 7 番委員 1 7 番委員です。問題ありません。

議長 次に、番号 3 1 担当の 3 0 番委員から補足があれば説明をお願いします。

3 0 番委員 3 0 番委員です。別に捕捉するようなことはありません。

議長 担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 5 7 号については許可することに決定します。
次に、議案第 5 8 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 7、土地の所在地は塩見、畑が 2 筆で 3, 4 6 9 m²です。転用目的は農業用倉庫で議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、申請地に隣接する土地がトンネル用地として収用されることになり、農業用倉庫を申請地に移動させることになりました。申請人は地目が山林だと思っていましたが、手続きを行う際に農地だったことがわかり、今回の申請に至りました。すでに転用済みで、一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

本日 1 9 番委員が欠席のため、事前に意見を伺ったところ何も問題ありませんとのことでした。

以上 1 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長	事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第５８号については承認することに決定します。 次に、議案第５９号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号２４、土地の所在地は富高、田が２筆で４４５㎡です。贈与による所有権移転で、転用目的は駐車場とハウス敷地、議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、ハウス建築前から、敷地の一部が国有地であったため払下げについて協議していましたが、結論に至らず現在も協議中であります。その際に転用申請が行われていなかったことがわかり、今回は生前贈与を受ける土地のみ申請に至ったとのこと。 既に転用済みで新たな費用は発生しないため、一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。 受付番号２５、土地の所在地は塩見、畑が１筆で３６６㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場、議案書に追認とありますとおり、すでに転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、所有者が平成１８年に父から相続しましたが、平成の初め頃に所有者の父が農地法の申請が必要なことを知らず転用してしまっていたとのこと。今回売買するにあたり、転用申請が行われていなかったことから今回の申請に至ったとのこと。第２種農地の許可基準に該当し、代替地も探したようですが見つからなかったことから立地基準も満たしていると考えられます。 受付番号２６、土地の所在地は平岩、畑が２筆で２８５．６６㎡です。使用貸借による権利設定で、転用目的は個人住宅、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、申請地南側側溝へ放流します。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し、代替地も探したようですが見つからなかったことから立地基準も満たしていると考えられます。 受付番号２７、土地の所在地は平岩、畑が１筆で１１５㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は資材置き場の一部、議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、所有者の父が農地法の申請が必要なことを知らず転用してしまっていたとのこと。すでに転用済みであり、資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第１種農地の許可基準に該当し、代替地も探したようですが見つからなかったことから立地基準も満たしていると考えられます。 以上４件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号２４担当の１８番委員から補足があれば説明をお願いします。
１８番委員	１８番委員です。特に問題ありません。
議長	次に、番号２５担当の２６番委員から補足があれば説明をお願いします。
２６番委員	２６番委員です。別に問題ありません。

記 録

議長	次に、番号２６及び番号２７担当の３０番委員から補足があれば説明をお願いします。
３０番委員	３０番委員です。特に問題ないと思います。
議長	事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成（賛成多数）ですので、議案第５９号については承認することに決定します。 次に、議案第６０号農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号５５、土地の所在地は富高、田が５筆で２，０２５㎡、畑が１筆で６８９㎡です。賃貸借権による再設定で、期間は令和６年１２月１日から２０年間、賃金は反当１０，０００円です。 以上１件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
議長	事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成（賛成多数）ですので、議案第６０号については原案のとおり承認することに決定します。 次に、議案第６１号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号１７、土地の所在地は平岩と幸脇、田が１筆で１１２㎡、畑が３筆で９５１㎡です。 議案書の訂正をお願いします。田は現況が山林になっていますが、原野に訂正をお願いします。申請地は山林、原野となっており、証明内容どおり、畑３筆は１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。田１筆は川沿いにあり増水するたびに冠水し生産性の低い土地となっています。 以上１件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
議長	番号１７担当の２５番委員から補足があれば説明をお願いします
２５番委員	２５番委員です。特に問題ありません。
議長	次に、同じく番号１７担当の２７番委員から補足があれば説明をお願いします。
２７番委員	２７番委員です。特に問題ありません。

記 録

議長	事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第61号については、証明書を交付することに決定します。次に、議案第62号農地のあっせん申出についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号5、土地の所在地は美々津町、田が1筆で1,700㎡です。所有者である申出人より、貸したいということであっせんの申出がありました。 受付番号6、土地の所在地は財光寺、田が1筆で1,038㎡です。所有者である申出人より、貸したいということであっせんの申出がありました。 受付番号7、土地の所在地は東郷町、田が5筆で4,886㎡、畑が5筆で2,485㎡です。所有者は亡くなられていますが、相続人より貸したいということであっせんの申出がありました。 以上3件、皆さまのご審議をお願いします。
議長	ここで、農地部会長から報告をお願いします。
農地部会長	農地部会長です。本日農地部会を開催いたしました。5番日向市美々津町の物件は7番海野善文委員、22番黒木博委員に決定いたしました。6番大字財光寺の物件につきましては、9番治田健委員、26番黒木藤市委員に決定いたしました。7番日向市東郷町山陰の物件につきましては、今日欠席されておりますけども、8番鈴野浅夫委員、同じく欠席されておりますけど、24番伊東松実委員に決定いたしました。以上です。
議長	ありがとうございます。事務局から説明があり、また、農地部会長から報告のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、農地部会長から報告のありました、あっせん委員すべて賛成ということであれば賛成の委員は挙手をお願いします (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第62号については、農地のあっせんに取り組むことに決定します。あっせん委員につきましては御苦労ですが、よろしくお願いします。 以上をもちまして、議案の審議を終了します。 続きまして、報告第47号から51号までについて、事務局長から報告をお願いします。
事務	最初に、報告第47号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書32ページから37ページまでです。 届出件数は7件、土地は田5筆、畑6筆で面積は6,057.30㎡であります。転用目的につきましては、住宅建築等であります。 次に、報告第48号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書38ページから42ページまでです。届出件数は2件、所有権の相続であり、土地は田18筆、畑6筆で面積は14,499㎡であります。 次に、報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書43ページから45ページまでです。通知件数は2件、賃貸借権の合意解約であり、土地は田2筆、畑6筆で面積は5,138㎡であります。

次に、報告第50号 農地改良届についてです。議案書46ページから47ページまでです。届出件数は1件であり、土地は田3筆で面積は610㎡であります。

以上、報告第47号から報告第50号までについて、既に事務局で届出を受け、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第51号 農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書48ページから51ページまでです。

令和6年8月の定例総会で可決した農地法第5条申請2件、第4条申請2件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。

議長

事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。

特にないようですので、報告案件を終了します。

以上を持ちまして、令和6年10月日向市農業委員会定例総会を閉会します。